

札幌市営企業調査審議会条例

昭和 40 年 12 月 15 日
条 例 第 3 2 号

(設置)

第 1 条 本市の公営企業（以下「公営企業」という。）に関する諸施策の運営に資するため、札幌市営企業調査審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、公営企業に関し、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項につき調査審議する。

- (1) 運営管理の方針に関すること
- (2) 財政に関すること
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること

2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、自ら調査審議して市長に意見を申し出ることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第 6 条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会所属の委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

(会議)

第 7 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、総務局において処理する。

(補則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。